

令和2年7月豪雨災害で 被災された皆様へ

左記のように診療にかかわる負担金が免除または猶予されます。
外来においての一部負担金や入院においての一部負担金が対象
となりますが、食費や雑費・自費・部屋代は、対象となりません。

【注意事項】

○7月4日以降の診療が対象となります。

○本人または家族からの自己申告により対応しますので、**必ず受付
窓口にてお申し出ください。**(被災状況の聞き取りが必要)

※罹災証明書は不要です。

○被災の条件は、住居となっておりますので、店舗や実家等は対象
となりません。また床下浸水は、対象外です。

○告示が遅かった為、申告された方には、随時対応させて頂いて
おりますが、当院での7月の診療費の減免や返金対応については
8月8日までに申告された方とさせて頂きます。

なお後日、申告された方は保険者に申請すれば返金が行われます
ので、ご安心ください。